

随意契約理由書

案件名称： 新家配水池 バルブ設備更新工事

契約番号： 05-83-改補-0305

本件は、新家配水池に設置しているバルブ設備の更新及び操作盤の補修を行うものである。

本件の対象であるバルブ及び操作盤は、配水設備として計装盤やポンプが組み合わさったものであるため、更新及び補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本工事の施工が可能な者は、本設備を製造した、株式会社日立製作所関西支社が補修や点検等の業務を移管している関西日立株式会社一者のみである。

よって地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、関西日立株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由書

大阪広域水道企業団契約規程第13条(同運用第13条関係第1項第1号)の規定により、比較見積りを省略する。